

委 託 契 約 書 (案)

長野県知事 阿部 守一（以下「委託者」という。）と （以下「受託者」という。）
は、次の条項により、国内販路拡大支援事業業務に関する委託契約を締結する。

（総則）

第1条 委託者と受託者両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（秘密の保持）

第1条の2 受託者は、本契約の履行に際し知り得た委託者の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。

（委託業務）

第2条 委託業務の名称及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 業務の名称 国内販路拡大支援事業
- (2) 業務の内容 別紙「国内販路拡大支援事業業務仕様書」の
とおり（以下「仕様書」という）

（履行期間）

第3条 委託業務の履行期間は、契約日から令和7年2月28日までとする。

（委託料）

第4条 委託料は、 円とする。
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）

（契約保証金）

第5条 受託者が委託者に支払う契約保証金は 円とし、この契約締結と同時に委託者に支払うものとする。

- 2 委託者は、第7条第2項の規定により検査に合格し、委託業務完了報告書（成果品）の引渡しを受けた後、速やかに契約保証金を返還するものとする。
- 3 契約保証金には、利子を付さないものとする。

（委託業務の処理方法等）

第6条 受託者は、仕様書に基づき委託業務を実施しなければならない。

- 2 受託者は、前項の仕様書に定めのない事項については、委託者の指示を受け委託業務を実施しなければならない。
- 3 受託者は、委託者から請求があったときは、委託業務の進捗状況について委託者に報告しなければならない。

（業務完了報告及び検査）

第7条 受託者は、令和7年2月28日までに委託業務完了報告書（成果品）を委託者に提出しなければならない。

- 2 委託者は、前項の報告書の提出があったときは、10日以内にその検査を行い、適合すると認めた時は、引渡しを受けるとともに委託料の額を確定し、受託者に対して通知するものとする。

3 受託者は、前項の規定による検査の結果不合格となったときは、委託者の指定する日までに補正して提出し、再度検査を受けなければならない。

4 第2項、第4項の規定による検査に直接要する費用は受託者の負担とする。

(委託料の支払)

第8条 委託者は、前条の規定により適合すると認められた場合は、委託者に対して委託料を請求できるものとする。

2 委託者は、前項に基づき、適法な請求書を受理した時は、その日から30日以内に委託料を支払うものとする。

3 委託者が、その責に帰すべき事由により、前条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その遅延日数は、前項に規定する日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が30日を超えるとときは、前項に規定する期間は、遅延日数が30日を超えた日に満了したものとみなす。

(概算払)

第9条 受託者は、前条の規定にかかわらず、第4条に定める委託料の10分の8に相当する額の範囲内において、業務完了前に委託業務に必要な経費の支払いを受けようとするときは、委託料請求書により概算払を委託者に請求できるものとする。

2 委託者は、前項に基づき、適法な請求書を受理した時は、その日から30日以内に委託料を支払うものとする。

(危険負担)

第10条 第7条の規定による引渡し前に生じた成果品の亡失又はき損による損害は、受託者の負担とする。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者の負担とする。

(契約不適合責任)

第11条 受託者は、成果品の引渡し後1年間に、当該成果品に直ちに発見することができない、種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものが発見されたときは、委託者の指定する日までに、自らの負担において当該成果品を修補し、又は代品を納入しなければならない。

(権利義務の譲渡、承継)

第12条 受託者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(再委託の禁止)

第13条 受託者は、委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本委託業務について、現に受託者が第三者に委託している業務及び委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(契約内容の変更)

第14条 委託者は、必要があると認めるときは、委託業務内容を変更することができる。

2 前項の場合、委託者と受託者が協議の上、委託料、履行期間その他の契約内容を変更するものとする。

3 委託者は、第1項の変更により受託者に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(個人情報保護)

第15条 受託者は、この契約により業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のために別紙1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(情報資産等の保護)

第16条 受託者は、この契約により業務を処理するため情報資産等を取り扱う場合は、別紙2「情報資産等取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(機密情報等の保護)

第17条 受託者は、この契約により業務を処理するため機密情報等を取り扱う場合は、別紙3「機密情報等取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(著作権の帰属)

第18条 受託者は、この契約により業務を処理するにあたっては、別紙4「著作権譲渡に関する特記事項」を遵守しなければならない。

(契約解除)

第19条 委託者は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

- (1) 受託者が、第3条に規定する期間内に委託業務を完了しないとき又は完了することができないことが明らかと認められるとき。
- (2) 受託者が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から委託者が受けたとき。
- (3) 前各号の場合のほか、受託者がこの契約に違反したとき。

(談合その他の不正行為による解除)

第19条の2 委託者は、受託者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。
- (2) 受託者（受託者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

(再委託契約に関する契約解除)

第19条の3 委託者は、この契約の受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）が暴力団等に該当する旨の通報を警察当局から受けた場合、受託者に対して再委託契約の解除を求めることができる。

2 委託者は、受託者が前項の規定に従わなかった場合、この契約を解除することができる。

(債務不履行の損害賠償)

第 20 条 受託者は、その責に帰すべき事由により、第 3 条に規定する期間内に委託業務を完了しないとき又は第 7 条第 1 項に規定する期限までに委託業務完了報告書（成果品）を提出しないときは、当該期限の翌日から委託業務を完了した日又は委託業務完了報告書（成果品）を提出した日までの日数に応じ、委託料に対し年 2.5%の割合で計算した額の遅延損害金を委託者に支払わなければならない。

2 委託者は、その責に帰すべき事由により、第 8 条第 2 項に規定する期限までに委託料を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、委託料に対し年 2.5%の割合で計算した額の遅延利息を受託者に支払わなければならない。

3 受託者は、第 11 条の場合において、委託者に損害を与えたときは、その損害に相当する額を損害賠償として委託者に支払わなければならない。

4 受託者は、第 19 条から第 19 条の 3 までの規定により契約が解除されたときは、第 5 条第 1 項に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として委託者に支払わなければならない。

5 委託者は、前項の場合において、第 5 条第 1 項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。

6 受託者は、第 1 項又は第 4 項の場合において、委託者の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても委託者に支払わなければならない。

(賠償の予約)

第 21 条 受託者は、第 19 条の 2 の各号のいずれかに該当するときは、委託者が契約を解除するかどうかを問わず、契約保証金の 2 倍に相当する額を賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第 19 条の 2 第 1 号の場合において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売であるとき、その他委託者が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合には、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(遵守事項)

第 22 条 受託者は、本事業の成果品の保守管理及び運営が困難となった場合は、委託者との協議の上、決定する方法により、委託者が指定する第三者に成果品の引渡しを行うものとする。

2 受託者は、成果品の引渡しを完了するまでの間、善良なる管理者の注意義務をもって、本件事業を通常の状態に維持し、運営を継続するものとする。

3 成果品の引渡しは、委託者が成果品の検査を行い、受託者に対し合格を通知することにより完了するものとする。但し、委託者は受託者に対し、成果品の引渡しを実施した時から 14 日以内（土日、祝日を除く）に検査の可否を通知しなければならないが、同期日内に通知がない場合は引渡しを完了したものとみなす。

(暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)

第 23 条 受託者は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく委託者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(疑義の解決)

第 24 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、委託者と受託者が両者記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

委託者

長野市大字南長野字幅下 692 の 2

長野県知事

阿部 守一

印

受託者

住 所

法 人 名

代表者職・氏名

印

(別紙1)

個人情報取扱特記事項

(個人情報漏えいの禁止)

第1 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の滅失、改ざん及び損傷の禁止)

第2 受託者は、この契約による業務を行うために委託者から引き渡された個人情報を滅失、改ざん及び損傷してはならない。

(個人情報の掲載された資料等の返還又は廃棄)

第3 受託者は、この契約による業務を行うため、取り扱う個人情報が必要ではなくなった場合には、委託者の指示により、速やかに個人情報の掲載された資料等を返還又は廃棄しなければならない。

(個人情報の目的外使用の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を行うため、個人情報を取り扱う場合には、個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(個人情報の掲載された資料等の複製及び複写の禁止)

第5 受託者は、委託者が承諾した場合を除き、この契約による業務を行うために委託者から引き渡された個人情報の掲載された資料等を、複製及び複写してはならない。

(再委託の禁止)

第6 受託者は、委託者が承諾した場合を除き、個人情報を取り扱う業務は自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(事故発生時における報告)

第7 受託者は、この契約による業務を行うために取り扱う個人情報の漏えい、滅失又は損傷等があった場合には、委託者に直ちに報告し、その指示に従わなくてはならない。

(別紙2)

情報資産等取扱特記事項

長野県情報セキュリティポリシーに基づき、情報資産等(情報システム、電子計算機及びネットワークで取り扱うデータ、原票等)について、次のとおり取り扱うものとする。

(情報資産等の漏えいの禁止)

第1 受託者は、この契約による業務に関して知り得た情報資産等の内容を他に洩らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(情報資産等の滅失、改ざん及び損傷の禁止)

第2 受託者は、この契約による業務を行うために委託者から引き渡された情報資産等を、滅失、改ざん及び破損してはならない。

(情報資産等の掲載された資料等の返還又は破棄)

第3 受託者は、この契約による業務を行うため、取り扱う情報資産等が必要でなくなった場合には委託者の指示により、速やかに情報資産等の掲載された資料等を、返還又は破棄しなければならない。

(情報資産等の目的外使用の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を行うため、情報資産等を取り扱う場合には、情報資産等を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(情報資産等の複製及び複写の禁止)

第5 受託者は、委託者が承諾した場合を除き、この契約による業務を行うために、委託者から引き渡された情報資産等の掲載された資料等を、複製及び複写してはならない。なお、紛失防止のため原票のイメージ化をする場合には、委託者の承諾を得て行うものとする。

(再委託の禁止)

第6 受託者は、情報資産等を取り扱う業務は自ら行うものとし、他の者にその取り扱いを委託してはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を受けたときは、この限りではない。

2 受託者は、前項の規定により委託者の承諾を受け、再委託を行うときは、再委託先に対して、この情報資産等取扱特記事項を遵守する義務を負わせるものとする。

(事故発生時における報告)

第7 受託者は、この業務を行うために取り扱う情報資産等の漏えい、滅失又は損傷等があった場合には、直ちに委託者に報告し、その指示に従わなければならない。

(別紙3)

機密情報等取扱特記事項

(定義)

第1 「機密情報」とは、本契約有効期間中、情報システムで取扱う一切の電子データ並びに開示目的に関連して、委託者が受託者に対して開示する技術、営業、業務、財務、組織、その他の事項に関する一切の情報（文書、電子ファイル、口頭、その他の媒体のいかんを問わない。視覚的に認識した情報も含む。）及び受託者が当該情報に基づいて判明し又は推知された事実や情報をいう。

(目的外使用の禁止)

第2 受託者は、事前に委託者の承諾を得ることなく、機密情報を開示目的以外に使用してはならない。

(複製等の制限)

第3 受託者は、事前に委託者の承諾を得ることなく、委託者より開示された機密情報の全部又は一部の複製、複写及び改変を行ってはならないものとする。なお、受託者は、複製物、複写物及び改変物についても機密情報として取り扱うものとし、他の資料と明確に区別してこれらを厳重に保管しなければならない。

(秘密保持)

第4 受託者は、機密情報を善良なる管理者の注意義務をもって秘密として管理保持するものとし、事前に委託者の承諾を得ることなく、当該機密情報を第三者に開示又は漏洩してはならない。

(漏洩時の措置)

第5 機密情報が第三者に漏洩した又はその疑いがあると認めたときは、発生原因の如何にかかわらず、受託者は委託者に対し、直ちに状況を報告するとともに、漏洩の有無等を調査し、漏洩の事実を認めるときはその原状回復と再発防止に必要な措置を講じなければならない。

(別紙4)

著作権譲渡に関する特記事項

(著作権の譲渡)

第1 本契約に基づき納品された成果品にかかる著作権は、受託者から委託者に譲渡される。

(著作権譲渡の範囲)

第2 譲渡される著作権には著作権法第27条及び第28条の権利を含む。ただし、受託者は、従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等について、受託者に留保することができる。

(著作者人格権の不行使)

第3 受託者は、成果品について、委託者及び委託者が指定する第三者に対して著作者人格権を行使しない。

(保証)

第4 受託者は、成果品が第三者の知的財産権を侵害していないことを委託者に保証する。